

時：期間・日時
所：場所
内：内容

対：対象・資格 持：持ち物
定：定員・募集人員 申：申込方法・期限
※：費用・受講料など 他：その他

お問い合わせは 記載のあるものを除き
保健福祉部健康推進課、
または各総合支所保健福祉課まで

松山 ☎ 55-5020
三本木 ☎ 52-2114
鹿島台 ☎ 56-9029
岩出山 ☎ 72-1214
鳴子 ☎ 82-3131
田尻 ☎ 38-1155

保健福祉部健康推進課 ☎ 23-5311

★ 福祉

利用者負担額の一部助成

介護サービスを受けて負担した1割の自己負担額に次の表により算定した額が助成されます。

| 対象 | 助成額(1か月あたり) |
|--|--------------------------|
| ①市民税非課税世帯の 高齢福祉年金受給者など | 利用者負担額の4分の2 上限額7,500円 |
| ②市民税非課税世帯の 合計所得金額と課税年金 収入の合計額が80万円 以下の人など | 利用者負担額の4分の1 上限額3,750円 |
| ③市民税非課税世帯の 高齢福祉年金受給者など | 利用者負担額の4分の1 上限額6,150円 |

※ただし高額介護サービス費と高額居宅サービス費の支給を受けている人は、それらの支給後の自己負担額に表により算定した額。

☎ 保健福祉部介護福祉課 ☎23-2154
各総合支所保健福祉課

家族介護用品支給券の助成

次のいずれかに該当する人に対し、介護用品(紙おむつ等)に要する費用の一部(家族介護用品支給券)を助成します。

対 A▶ 常時失禁状態にある概ね65歳以上の高齢者で①要支援1～要介護5と認定された人を介護している市民税非課税世帯の家族…1か月当たり2,500円 ②要支援1～要介護5と認定された人を介護している市民税課税世帯の家族、または独居の高齢者…1か月当たり2,000円 ③入院中で医師のおむつ使用証明のある人を介護している家族…1か月当たり2,000円

B▶ 40歳以上の重度心身障害者を介護している家族…1か月あたり2,000円

内 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て

て手袋、ドライシャンプー、清拭剤
持 印鑑、医師のおむつ証明(A③の人)、障害者手帳等(Bの人)

☎ 保健福祉部介護福祉課 ☎23-6085
各総合支所保健福祉課

高齢者タクシー券の助成

対 次の要件をすべて満たす人①高齢者(65歳以上)のみの世帯の人②要支援1～要介護5と認定された人③市民税非課税世帯の人、または生活保護を受けている人

* 障害福祉タクシー利用券、心身障害者自動車燃料費助成券の交付を受けている人は除きます。

持 印鑑

内 月2枚(1枚現行600円)

☎ 保健福祉部介護福祉課 ☎23-6085
各総合支所保健福祉課

タクシー券または 自動車燃料費を助成

18年度からの対象者は、世帯全員の市県民税が非課税の人のみとなります。

対 福祉タクシー券▶ 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aの人 心身障害者自動車等燃料費▶ ①身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人で自動車を所有し運転している人または障害者のために運転する人が同一世帯にいる人②身体障害者手帳下肢障害3級の人で自動車を所有し運転している人③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人、または18歳未満で身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級の人のうち障害者のために運転する人が同一世帯にいる人

持 ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、②印鑑、燃料

費の場合は、①②および車検証、免許証

申 4月3日(月)から

内 月4枚(タクシー券1枚600円、燃料費1枚500円。交付枚数は申請した月から年度末までの枚数)

※社会福祉施設入所者、3か月以上の長期入院者は対象になりません。タクシー券と燃料費助成のどちらかの交付になります。

☎ 保健福祉部社会福祉課 ☎23-6012
各総合支所保健福祉課

★ 子育て

ファミリーサポートセンター 登録会員募集

所 ファミリーサポートセンター(古川東保育所南町分園内)

対 子育てを手伝ってほしい人、手伝いたい人

※入会説明は随時(予約制)行っています。ホームページを開設しています。

http://www.f-kosodatenet.org/family_sapo.1.htm

☎ 大崎市ファミリーサポートセンター ☎22-3116

子育て支援センター

* 鹿島台地域(すくすく広場)

所 鹿島台児童館

時 午前10時～

| 日時 | 内容 |
|--------|-------------|
| 14日(金) | パネルシアターを見よう |
| 21日(金) | お外で遊ぼう お花見 |
| 25日(火) | リズム遊び |
| 28日(金) | こいのぼりを作ろう |

※月～土曜日まで子育て相談を行っています。(土曜日の相談は要予約)

☎ 鹿島台地域子育て支援センター ☎56-2762

骨髄バンク ドナー登録

日時 4月10日(月)、24日(月)
午前9時～11時30分

場所 大崎保健福祉事務所(県古川合同庁舎内)

骨髄移植でしか命を救う方法がない病気と闘っている人がいます。1人でも多くのドナー登録をお願いします。

* 相談は電話予約制です。

☎ 大崎保健福祉事務所 ☎91-0714

★ 募集

8020運動 よい歯のコンクール

対 4月1日現在、満80歳以上で、自分の歯が20本以上残っている人(つめたりかぶせた歯でも可)

申 最寄の歯科医院で直接審査を受けてください(要予約)

申 4月3日(月)～15日(土)

☎ 大崎歯科医師会 ☎91-2633

★ お知らせ

各種検診の申し込み

平成18年度各種検診申込書の回収・取りまとめを、昨年度各地域において行いました。

まだ申込書を提出していない人は、随時受け付けをしていますので、保健福祉部健康推進課または各総合支所健康福祉課へ申し込んでください。

生活習慣病の予防・がんの早期発見のためにも、年に1回は受診することをお勧めします。

育児用品などの 訪問販売にご注意ください

市では、助産師や保健師が赤ちゃんの生まれたお宅に訪問して、体重測定や育児相談を行っています。これに便乗して育児用品などを訪問販売している業者がいるとの問い合わせがあります。市ではそのような訪問販売は行っていませんので、不審な点がありましたら訪問指導員の身分証明書を確かめるか、お問い合わせください。

妊婦・2か月児・8か月児 無料健康診査をお忘れなく

母子健康手帳と同時に渡している「別冊」に、無料で健康診査を受けられる受診票が付いています。対象月齢を過ぎると利用できなくなりますので、忘れずに受診しましょう。

★ 予防接種

春季ポリオ生ワクチン

「小児まひ」予防のため、7歳6か月未満までに、春と秋の合計2回投与を受けてください。日程や会場は広報おおさきと同時に配布された健康カレンダーでご確認ください。

麻しん・風しん混合予防接種

法律の改正により、平成18年4月1日から、これまでそれぞれ1回ずつ接種していた麻しん・風しん予防接種が、混合ワクチン1回の接種に変わりました。また、対象年齢も変更されました。下記の予防接種の欄で確認してください。

予防接種の広域化

何らかの都合により、市内の指定医療機関で予防接種を受けることができない人は、県内の指定医療機関で接種することができます。希望する人は、申請が必要ですのでお問い合わせください。

日本脳炎の予防接種

昨年7月の予防接種法の一部改正に

より、第3期の予防接種が廃止されました。第1期、第2期については現在休止中です。

★ 相談

生活習慣病・糖尿病相談

時 随時
所 古川保健福祉プラザ、各総合支所
対 健診の結果や、食事・運動など日常の過ごし方が気になる人
※事前の電話予約が必要です。

糖尿病相談

時 4月12日(火) 午前9時30分～
所 松山保健福祉センター
対 糖尿病の予防やケアなどについて悩んでいる人
☎ 松山総合支所保健福祉課 ☎55-5020

ヘルシー相談

時 4月17日(月) 午前9時～正午
所 三本木保健福祉センター
内 糖尿病の人、または血糖やコレステロールが高めな人
☎ 三本木総合支所保健福祉課 ☎52-2114

ひきこもり相談

時 4月17日(月) 午後1時～4時
所 県古川合同庁舎2階相談室2
対 自宅にひきこもっている思春期・青年期の人およびその家族
※事前の電話予約が必要です。
☎ 大崎保健福祉事務所母子障害班 ☎91-0712

献血

※ 献血する人の本人確認が必要ですので運転免許証または健康保険証・パスポートなどをご持参ください。

古川地域 ☎ 保健福祉部社会福祉課 ☎23-6012

▶ 4月1日(土) ジャスコ古川店 午前10時～正午、午後1時～4時30分

▶ 4月15日(土) ロックタウン古川 午前10時～正午、午後1時～4時30分 (定点献血)

▶ 4月18日(火) 大崎市役所本庁舎 午前10時～11時、午後1時～3時 (成分献血のみ・要予約)

岩出山地域 ☎ 岩出山総合支所保健福祉課 ☎72-1214

▶ 4月6日(木) みちのくミルク㈱ 午前10時～正午

あ・ら・伊達道の駅 午後1時30分～4時



予 防 接 種

乳幼児

対象年齢は標準的な接種年齢です。期間内に接種できない場合は、三種混合は7歳6か月の前々日まで同様に接種できます。

接種場所はいずれも市内指定医療機関で、料金は無料です。

☎ 保健福祉部健康推進課
各総合支所保健福祉課

B C G 生後3か月～1回(6か月になる6か月未満前々日まで)

三種混合(百日ぜき・ジフテリア・破傷風)

1期初回 生後3～12か月 3～8週間隔で3回
1期追加 生後12～18か月 1回(1期初回終了後、1年以上あく)

麻しん・風しん混合

I期 1～2歳 1回(2歳の
前々日まで)

II期追加 小学校入学前の1年間 1回

* I期、II期とも麻しん・風しんどちらも接種したことがない人

